

6 指 第 6 0 6 号
令和6年12月18日

関係建設業者団体の長 様

京都府建設交通部長
(公 印 省 略)

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等
について

平素は、京都府の建設交通行政の推進について格別の御配慮をいただき厚く
お礼申し上げます。

さて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長、建設振興課長及び大臣官
房参事官（建設人材・資材）から、別添のとおり「下請契約及び下請代金支払
の適正化並びに施工管理の徹底等について」通知がありました。

資金需要の増大が予想される冬期を迎え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企
業が多数を占める府内下請建設企業への代金支払等を適正に行うことにより、
下請建設企業の経営の安定・健全性を確保するよう、貴団体におかれましても
通知の趣旨を御理解の上、会員の皆様への周知をお願いします。

また、工事現場の安全管理、労働基準法、その他関係法令の遵守の徹底等、
引き続き会員の皆様への指導をお願いします。

※添付資料は、赤囲み部をクリックして閲覧して下さい。 (R6.12.18 電業協会にてリンク貼付け加工)

添付1 「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底について」

添付2 「下請代金の決定に当たって公共工事労務設計単価を参考資料として
取り扱う場合の留意事項について」

添付3 リーフレット「建設業法違反通報窓口 駆け込みホットライン」

担 当	建設交通部指導検査課建設業係
	TEL:075-414-5222 FAX:075-414-5183